

## 浄化槽普及率は 8.84% (平成 21 年度末)



環境省は平成 21 年度末における浄化槽の普及人口は 1,124 万人であり、平成 20 年度末の普及人口と比べて 3 万人、0.1%減少したと発表しました。

平成 21 年度末の汚水処理施設に係る普及人口は 10,890 万人で普及率は 85.7%でした。このうち、浄化槽の普及人口は 1,124 万人、普及率 8.84%でした。

浄化槽は、主に各戸ごとに設置され、し尿と台所・浴槽等から排出される生活雑排水と併せて処理できる施設です。その特徴としては、極めて短期かつ比較的安価に設置できること、河川の自然浄化能力が活用でき水量の確保に役立つこと等が挙げられ、家屋が散在する地域における生活雑排水対策の有効な手段です。

しかし、浄化槽普及人口減少の原因としては、下水道の供用区域の拡大や、浄化槽設置台帳の精査があげられます。

環境省は昭和 62 年に浄化槽設置整備事業を創設し、浄化槽を設置しようとする住民に対し、設置費用の補助を行っている市町村を対象に補助を行ってきました。

また、平成 6 年度に市町村自らが設置主体となり浄化槽の面的整備を推進する浄化槽市町村整備推進事業を創設しました。この事業では市町村による確実な維持管理が行われる等から、環境省としても、その推進に注力しています。特に平成 14 年度補正予算からは、大幅な補助対象要件の緩和を行い、平成 22 年度の実施市町村は 271 市町村になり、今後とも本事業の一層の推進が図られていく模様です。

さらに、平成 22 年度から、省エネ型浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業において、一定の要件に合致する場合、補助率を従来の 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げる「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」を設け、浄化槽整備の一層の推進を図るとしています。

水質に問題が生じた場合には早期の対応が重要となっています。当社では浄化槽など、様々な水質分析を長年にわたり行ってきた知識と経験があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 8 月 27 日付 環境省 報道発表資料

化学分析箇所 大塚卓也